

訪問介護における生活援助の提供回数の 制限を行わないことを求める要望意見書

介護が必要な方は、ひとり暮らし、高齢夫婦世帯など年々増加しており、ホームヘルパー（訪問介護員）が各家庭を訪ね、日常生活を支える生活援助は不可欠のサービスとなっています。

2018年度の介護報酬改定により、国は訪問介護における生活援助の提供回数の制限を今年10月1日より導入しようとしています。一定の回数を超える生活援助を提供する場合は、地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられている地域ケア会議で、ケアプランの検証を行うことを要件としています。

2017年10月25日、財政制度等審議会財政制度分科会において、生活援助中心型の利用状況の調査結果を示し、1人当たりの平均利用回数は月10回程度だが、月31回以上の利用者が2万4,748人いるとして、さらには月100回を超えて利用しているケースを必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題としました。しかし、月100回の訪問とは、1日3回程度であり、ホームヘルパーが食事準備や服薬の見守りに訪問するだけでも、必要な訪問回数であり、多過ぎるという指摘は当たりません。ひとり暮らしで重度の認知症の人に、生活援助の訪問回数の制限をするならば、在宅での生活が困難となることは明らかです。また、親の介護のために離職せざるを得ない労働者をふやすことにもつながります。

現在でも要介護3から5の中重度者で独居や日中独居の人、認知症や精神疾患の人などは、国が示す基準回数を上回って生活援助サービスを利用している人が少なくなく、地域ケア会議での検証を受けることになれば、必要な生活援助の提供をちゅうちょするケアマネジャーが出てくるのが心配されます。

よって、国及び関係機関におかれましては、高齢者が住みなれた地域でその人らしい暮らしを送るためにも、訪問介護における生活援助の提供回数の制限を行わないよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長